

# “トレーラーハウスの歴史と法令”

「仕様」災害発生時の活用を想定した平時からの活用

地方創生、防災対策、介護事業等+CO2削減への期待。

1997年経済閣僚会議閣議において決定したトレーラーハウスとは、当時並行輸入されていたパークトレーラーを意味しており1995年阪神淡路大震災を機に公的に日本導入が検討されました。

キャンピングカーには各種分類がある為、ここではその中の建築行政と運輸行政(国土交通省住宅局・自動車局)が指すトレーラーハウスを説明し、災害発生時容易に移動でき応急仮設住宅等としてまた、平時は地方創生に活用できるスペックをご理解頂く事で、新たな産業、社会貢献が期待できます。

(株)カンバーランド・ジャパン

一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会会員

2023年

## ①、経済閣僚会議にて閣議決定したトレーラー・ハウス「RVの分類」

	分類	商品名	定義	イメージ
自走式RV	モーター・ホーム	クラスA	特別に設計されたキャンピングカー専用ストリップシャーシの上に製造されたもの。	
	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、長期滞在が可能な設備を有し、コーチビルダーによって自走式シャーシの上に製造された車両で、日本国内での自動車分類上「8ナンバー」にあたるもの。	クラスC	特別に設計されたキャンピングカー専用キャブ付きシャーシの上に製造されたもの。	
		クラスB	バンシャーシのボディを改造して製造されたもの。	
	バンコンバージョン	バンコンバージョン	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、コーチビルダーによりバンシャーシを改造して製造された車両で、上記「クラスB」以外のもの。	
★ けん引式RV	トラックキャンパー	トラックCAMPER	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、トラックの荷台に積載できるよう製造されたもの。	
	キャンピングトレーラー トレーラー・ハウス(和製英語)	パークトレーラー	けん引車の後端部に備えられたけん引装置(ポールヒッチ)によってけん引され、外観が通常の家に類似したもの但し、工場生産型で床面積400スクエア・フィート(37.16m <sup>2</sup> )を超えるものは含まない。	
	レクリエーションやキャンピング、旅行での活用を主目的として、長期の滞在が可能な設備を有し、けん引式シャーシの上に製造された車両	フィフスホイール	けん引車の後部荷台に備えられたけん引装置(フィフスホイール)によってけん引されるもの。	
		トラベルトレーラ	けん引車の後端部に備えられたけん引装置(ポールヒッチ)によってけん引されるもの。	
		フォールディング・キャンピングトレーラ	トレーラーの中で折り畳み式構造を持つキャンピングトレーラーをいう。	
カーゴトレーラー	カーゴトレーラー	カーゴトレーラー	レクリエーションやキャンピング、旅行のための荷物を積載することを主目的として、けん引式シャーシの上に製造された車両。	
	ポートトレーラー	ポートトレーラー	レクリエーションのためのプレジャーボートを積載するための専用の荷台と、固定するための構造や装置を有し、けん引式シャーシの上に製造された車両。	

資料 日本RV輸入協会(定款)別表より

## トレーラーハウス歴史と法令「政府の取組み」(関連法1995年～経緯)

年	1995	1997	1998	2002	2005	2007	2008	2010	2011
大災害	阪神淡路大震災				新潟県中越沖地震	新潟県中越沖地震			東日本大震災
被災地自治体トレーラーハウス活用	神戸市内7台	実質的な輸入の解禁		長野冬季五輪オリンピック・グラザ10台			柏崎市北陸建設公債会他		陸前高田、大船渡女川、石巻、雄勝、福島、他
OTO 内閣府防災		経済閣僚会議 閣議決定					内閣府中央防災会議		建設支援金
国交省住宅局		住指170号通達							
国交省自動車局基準緩和認定特殊車両通行許可									弾力的な取扱いで運行されていた
高速道路債権機構									弾力的な取扱いで運行されていた

# トレーラーハウス歴史と法令「政府の取組み」(関連法1995年～経緯)

年	2011	2012	2014	2016	2017	2018	2019	2020
<b>大災害</b>	東日本大震災			熊本地震大震災		西日本豪雨災害 北海道胆振東部地震	台風19号災害	
<b>被災地自治体トレーラーハウス活用</b>	陸前高田、大船渡	女川、石巻、雄勝 福島、他		福祉避難所30世帯		倉敷11世帯 安平町7世帯 厚真町11世帯	長野市15世帯	
<b>OTO内閣府防災</b>			危機管理研究所:陸前高田支援	産総研:気仙沼見守りプロジェクト	福祉避難所活用	仮設団地(日本初) 戸別の設置(日本初)	戸別の設置の実現	トレーラーハウス備蓄と活用
<b>国交省住宅局</b>		平時からの備え住宅生産課			トレーラーハウスで無いトレーラーハウス		活用と備蓄地方創生。 総務省自立支援	
<b>国交省自動車局道路局基準緩和認定特殊車両通行許可</b>		車両認定 検討会設立	自動車局 基準緩和認定 通常8週間	道路局 特殊車両通行許可 通常8週間			小型トレーラーハウス認定 各種許可3週間	
<b>高速道路債権機構</b>	弾力的な取扱いで運行された					災害発生時、1週間を目安に許可		災害発生時、緊急車両として通行許可

## トレーラーハウスとは「法令と公共活用」地方創生・災害時活用に活用できる製品基準

①、経済閣僚会議にて閣議決定したトレーラーハウス「RV」1997年(H9)

トラベルトレーラー等と混同している場合もある。

②、国土交通省 住宅局通達(住指170号通達、H9年03月)

1. 住居・店舗・事務所として活用「随時かつ任意に移動できるように設置する」

2. 登録や車検は不要だが随時かつ任意に移動でき無い物は建築物となる。

③、国土交通省 自動車局通達(自技181号通達、平成24年12月)

1. 特殊な車両として一体型製造「施設が分離困難な製品」であり保安基準に適合した牽引車。

2. 大型トレーラ・ハウス(車両制限令を超える)基準緩和認定及び特殊車両通行許可を要す。

3. 仮ナンバーにより容易に移動する事ができる

④、平時の備え「日本の建築基準に準拠」2012年(国交省住宅局)「吸気・換気・化学物質」

「応急仮設住宅(被災者住宅再建)」活用の為には建築基準に準拠し、建築確認申請をする。

「二地域居住、お試し移住(総務省地方創生)」に活用(テレワーク活用の他、防災備蓄も有効)

⑤、SDGs、新産業創出、CO2削減、雇用創出とした社会貢献。

工場生産型移動式「住居・店舗・事務所」として「省エネ、消防法、保健所」の基準に適合

\*トレーラーハウスとは①～③を意味しております。

\* 災害時活用を想定し平時の活用とSDG'sを推進すると④、⑤を満たす必要があります。

①～⑤を満たし2016年熊本地震「福祉避難所」、2018年西日本豪雨・北海道胆振東部地震「応急仮設住宅設置」では「内閣府防災担当、国交省住宅局、国交省自動車局・道路局、日本高速道路保有・債務返済機構、熊本県保健福祉課、建築住宅課、益城町、岡山県住宅局、倉敷市建設住宅課、北海道胆振振興局、安平町・厚真町、長野県危機管理課」等の理解と協力により公費によって被災地活用が実現しております。

# ①、経済閣僚会議にて閣議決定したトレーラーhaus「RV」1997年(H9)

**FLEETWOOD® H O M E S**  
America's Largest Homebuilder

CALIFORNIA OFFICES  
1320 E. 8TH STREET  
CORONA, CA 91719  
(909) 735-4080

*Park Place* SERIES

**Model F**

L Kitchen  
Walk-thru Bath  
11'9" x 33'4"  
Approx. 399 sq. ft.

*Park Place* SERIES

**1997 RV PARK MODELS**

米国工業会は  
400スクエアフィート  
≈38m<sup>2</sup>未満

分類は「パークトレーラー」

歴史・法令カンパニーランドジャパン 6

## ①、経済閣僚会議にて閣議決定したトレーラー・ハウス「RVの分類」

### トレーラ・ハウス車両 (随時かつ任意に移動できる事)



応急仮設住宅「長野県」2019年

上下水・電気設備は住宅同様、住宅基準に準拠する事で入居者の安心・安全が担保されメンテナンス等が容易です。

### トラベルトレーラー 車両



機動性が良く  
レジャー等に活用

### コンテナハウス トレーラー [仮設建築物]



「トレーラー・ハウス」という事があるが、トレーラハウスではありません。



国際コンテナは積載  
貨物又は仮設

20フィートコンテナ

## ②、国土交通省 住宅局通達(住指170号通達、H9年03月)

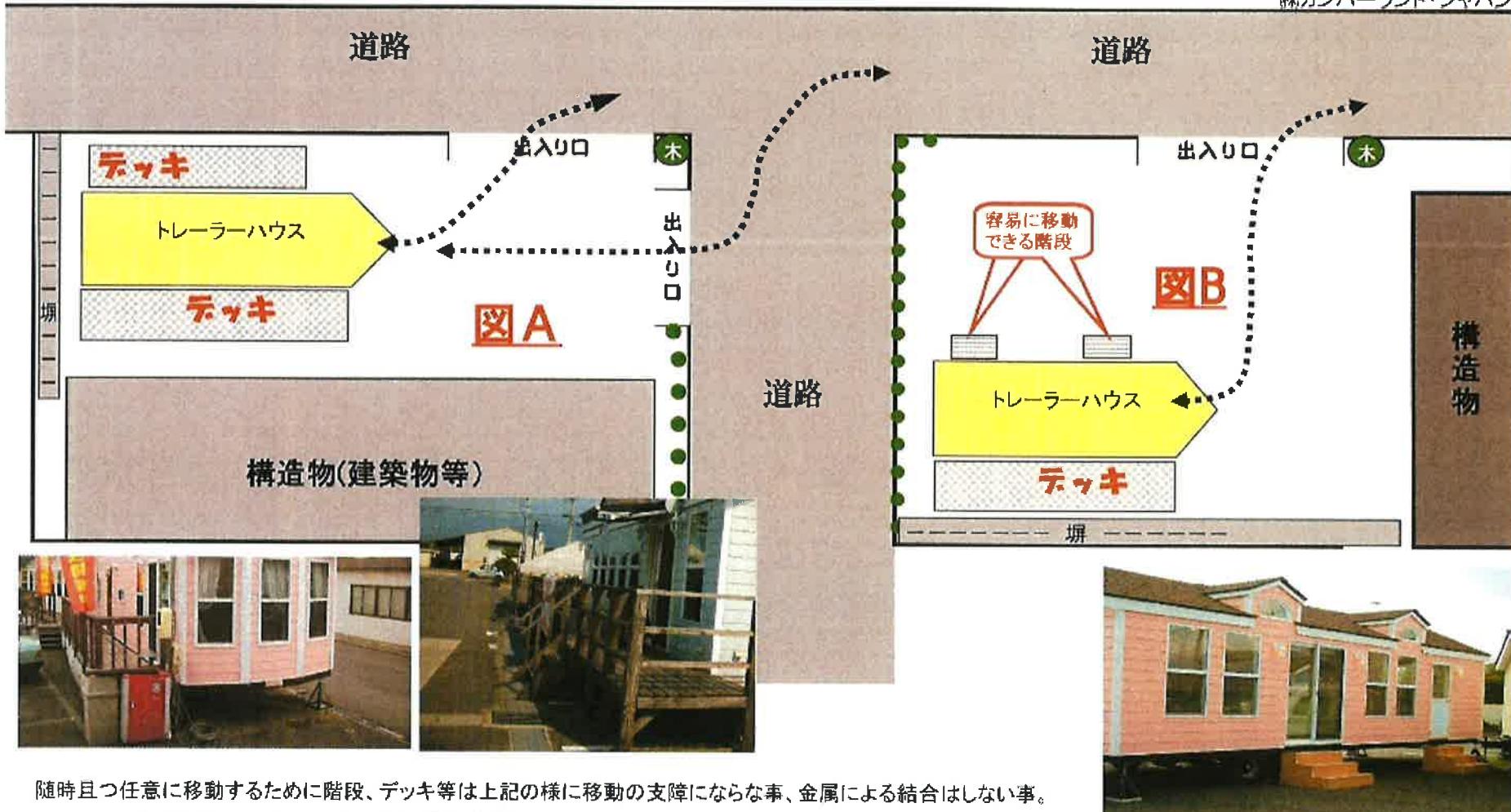
<p>建設省住指第170号</p> <p>平成9年3月31日</p> <p>各都道府県建築主務部長 殿</p> <p>建設省住宅局建築指導課長</p> <p>トーラーハウスの建築基準法上の取扱いについて</p> <p>近年、キャンプ場において、トーラーハウス（車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず牽引車により牽引されるものをいう。以下同じ。）を利用する例が増加しており、その建築基準法上の取扱いについて疑義を生じている向きもあるため、今般、その取扱いを下記のとおりとすることとしたので、遺憾のないよう取り扱わみたい。</p> <p>なお、貴管下特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。</p> <p>記</p> <p>トーラーハウスのうち、規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況（給排水、ガス、電気の供給又は冷暖房設備、電話等の設置が固定された配管・配線によるものかどうか、移動の支障となる階段、ポーチ、ベランダ等が設けられているかどうかなど）等から判断して、隨時かつ任意に移動できるものは、建築基準法第2条第1号の規定する建築物には該当しないものとして取り扱うこと。</p> <p><b>国際協定を機に「建物に類似している為、通達が必要であった」 米国製品規格パークトーラーを意味したものである。 車両として世界各地に販売・設置されている。</b></p>	<p>法第2条第1号</p> <p><u>-9 題名 トーラーハウス</u></p> <p>トーラーハウス（起動装置を備えない車両で、自動車等により目的地まで牽引し、住宅・事務所・店舗等として使用するもの（屋内の用途と認められるもの））のうち、次のいずれかに該当するものは、建築基準法第2条第1号の建築物として取り扱う。 なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の維持管理の結果として次のいずれかに該当するに至った場合には、その時点から建築物として扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. トーラーハウスの移動に支障となる階段・ポーチ・ベランダ・柵等があるもの。</li><li>2. 給排水・ガス・電気・電話・冷暖房等のため設備配線配管等をトーラーハウスに接続する方式が脱着式（工具を要さずに取り外すことが可能な方式）でないもの。</li><li>3. その他、トーラーハウスの規模（床面積・高さ・階数等）・形態・設置状況から隨時かつ任意に移動できるとは認められないもの。</li></ol> <p><b>【解説】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 本文1中の「移動に支障のある」ものには、次のものも該当する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 車輪が外されているもの、又は車輪は取り付けてあるが走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。</li><li>(2) 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を破壊することが必要な場合等）</li><li>(3) トーラーハウスの敷地内にトーラーハウスを移動するための通路（トーラーを支障なく移動することが可能な構造（勾配・幅員・路盤等）を有し、トーラーハウスの位置から公道に至るまで連続しているもの。）がないもの。</li></ol></li><li>2 「廃バス利用」についての取り扱い 廃バスを屋内の用途として使用していると認められるもので、土地に定着（隨時かつ任意に移動できるものを除く）しているもの、又は本文2（ライフラインの配線配管）に該当するものについては建築物とする。 なお、バスとは、道路運送車両法第3条の規定する普通自動車であって、11人乗り以上であり、これを道路運送車両法第15条の規定により抹消登録したのが廃バスである。</li></ol>
---	---

\* 日本建築行政会議(旧 日本建築主事会議)

## ②、国土交通省 住宅局通達(住指170号通達、H9年03月)

トレーラハウスの階段・デッキ等の設置(移動に支障が無いこと)

(株)カンバーランド・ジャパン



随时且つ任意に移動するために階段、デッキ等は上記の様に移動の支障にならぬ事、金属による結合はしない事。

1、デッキが移動の妨げにならない状態(図A参照)

デッキ等の設置はトレーラーハウスの移動に支障のない場所に設置する。

2、階段を設置するが、トレーラーハウスが移動するのに容易に動かす事ができ、移動の妨げにならない。(図B参照)

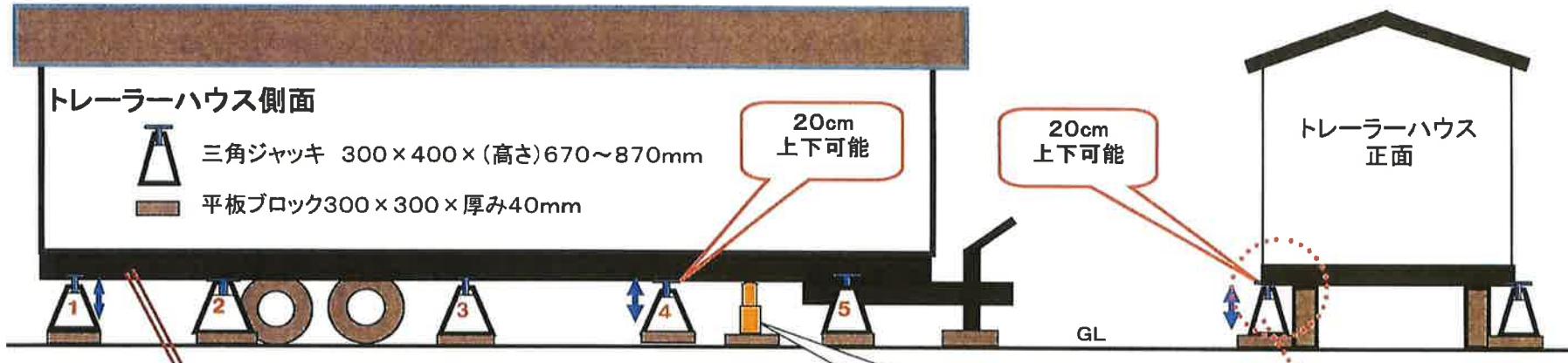
階段などの設置は階段を容易に動かせる状態でトレーラーハウスの移動に支障の無いこと。

\* 随時かつ任意に移動できるためのシステムです。

## ②、国土交通省 住宅局通達(住指170号通達、H9年03月)

### ジャッキの取付け・取外し方法(全長10mの場合)

(株)カンバーランド・ジャパン

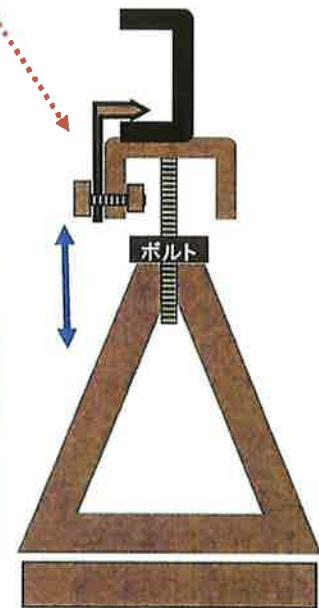


#### 設置: 三角ジャッキによる設置と水平レベル調整

- 1、トレーラーハウス下、及びジャッキ下は良く転圧し沈まないようにする。
  - 2、良く転圧された地面に三角ジャッキ等によりフレームを下から支える。
  - 3、レベル調整はジャッキの上部を上下させて調整する(油圧ジャッキ等を使うと容易)
  - 4、長手方向(10m)フレームに5箇所以上(2m間隔1基程度)の三角ジャッキを使用する(全長10mトレーラー1台当たり10基以上)にて設置する。
- 油圧ジャッキ等を活用すると  
容易に全体を上下できる。

#### 搬出: 三角ジャッキをとり外し移動する

- 1、三角ジャッキの頭部分を下げジャッキを外す(油圧ジャッキ等によりシャーンを上下すると早い)
- 2、同様に各所の三角ジャッキを外す。
- 3、平板ブロック等を移動の邪魔にならない場所に移す。  
\* 油圧ジャッキを利用する場合。  
三角ジャッキを外し油圧ジャッキを下げる時トレーラーハウス本体が傾きますので、周囲の安全を確認すること。



大型バスが駐車場に停車して、それをジャッキで支えるような考え方です。

トレーラーハウスは、一般的に2軸(4輪)又は3軸(6輪)によるタイヤとシャーシにおいて支えられ、移動できます。このトレーラーハウスをヒッチにある軸と、十数基のジャッキにおいて前後左右を支え水平を保つ考え方です。(アウトリガー)

\* タイヤは常時トレーラーハウスを動かせる状態を保つ。

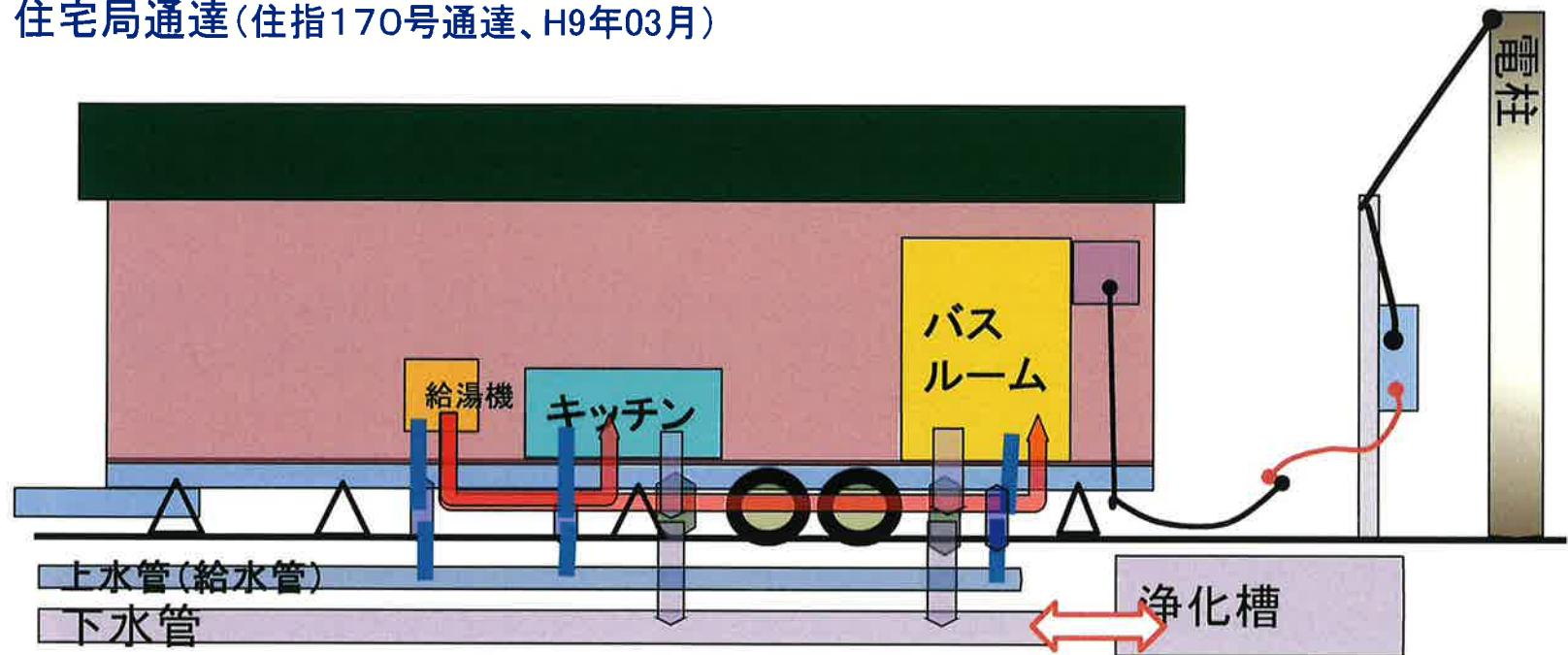
\* 沖縄県等、強風地域での安全策

地中30cm以上にアンカーを入れ帶ベルト等により固定することが望ましい。

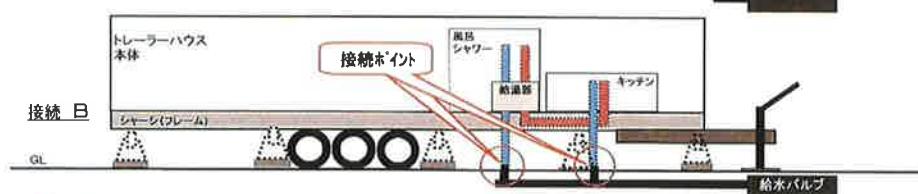
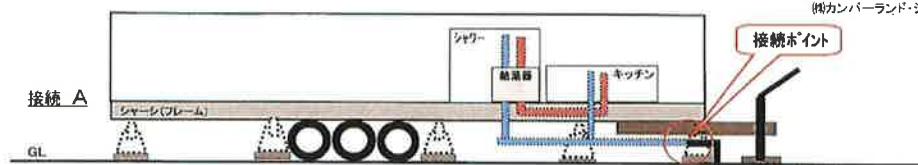
带ベルトは調整式のワンタッチ取外し式を使用(欧米ではハリケーンストラップ)

## ②、国土交通省 住宅局通達(住指170号通達、H9年03月)

随时且つ  
任意に移  
動する為  
の方法



トレーラーハウスの水・給湯接続・切離し(13Jポリブデン管、13φのつなぎ)



接続(A又はB等の方式があります)何れもワンタッチ式

1.給水管は接続A又はBの方法で接続ポイントで繋ぎ込みして下さい。(一般的には接続B方式)

図は給湯器を取り付けた場合の表現です。

凍結防止が必要な場合、凍結防止帯は水・湯の部分をカバーして下さい。

(各取り出し口の位置はトレーラーハウスにより違いがありますので御承知下さい。)

切り離し

1.給水用の元栓を閉めてください。

2.接続ポイントで切り離して下さい。(ねじ込み式の場合モンキー又はスパナが必要です。)

\* 連続かつ任意に移動できるためのシステムです。

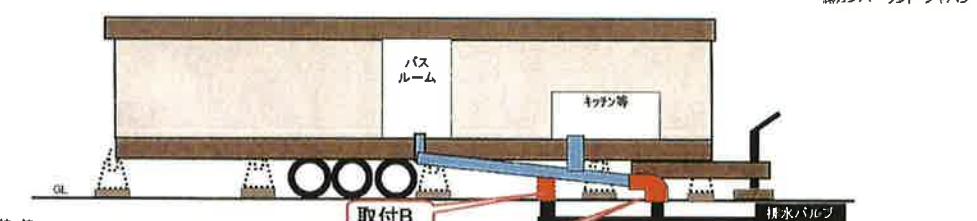


・シール部分はチューブと一緒に成型。  
・金具はすべて溶接なしで組み込み構造です。

トレーラーハウス排水管接続・切離し

・キッチン等排水:50φ塩ビ管  
・トイレ汚水:100φ塩ビ管(75φ使用もあり)

株式会社カーパーランド・ジャパン



切り離し

1 トイレ等を水洗で良く使う。(配管の汚水を良く流す)

2 バンド(A・B)を外すと管が外れます。

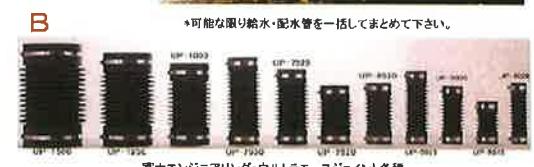
3 外した管を保管する。



接続写真(一般的に活用されている)



\*可能な限り給水・配水管を一括してまとめて下さい。



富士エンジニアリング:ウルトラースジョイント各種

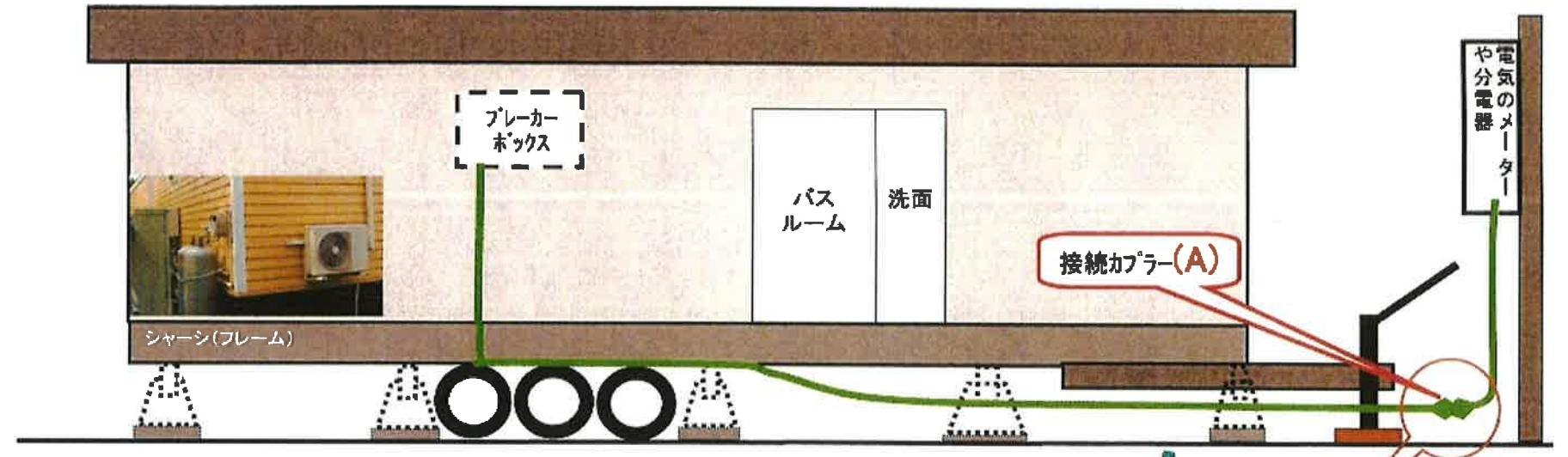
\* 基本的には以上の内容ですが、お客様の要望や仕様により異なりますのでご確認の上、施工されますようお願い致します。

歴史・法令カンバーランドジャパン

## ②、国土交通省 住宅局通達(住指170号通達、H9年03月)

### トレーラーハウス送電ケーブルの接続・切離し

株カンパーランド・ジャパン



\*エアコン等の室外機も壁付けを推奨します。

#### 接続

- 1 分電盤からのケーブルとトレーラーハウスのケーブルをカプラーで接続(A)
- 2 ブレーカーBOXのメインブレーカーを入れる。



#### 切り離し

- 1 ブレーカーBOXのメインブレーカーを切る(落として)下さい。
- 2 接続カプラーを外す(A)
- 3 切り離したケーブル(トレーラーハウス側)はシャーシ等に頑丈に固定して下さい。

\* (A)はトレーラーハウスの設置後、漏電・感電のないよう対応して下さい。(地面に置かない等)

写真は撮影用に地面に置いてありますが、  
漏電・感電の無いように対処してください。

## ④、平時の備え「災害時の活用」(日本の建築基準に準拠)吸気・換気・化学物質

定締結の要請や災害時に可能であれば協力してもらえるような緩やかな協力方法の提案を行っていく必要がある。

また、応急仮設住宅の建設可能用地は、災害時には各種災害対策活動拠点や震災廃棄物の仮置き場等として利用されることも考えられ、必要量が確保できないおそれがある<sup>\*02</sup>。このため、他の用途との重複を回避するために、候補地の所在地・有効面積・インフラの整備状況等をデータベース化するとともに、発災後の時間経過に沿った用地利用の事前検討等を行い、関係機関とも空地等の活用方針についてあらかじめ調整しておくことが必要である。また、統廃合等による学校等の公共施設の跡地等の災害時に有効に活用できる用地の確保についても検討しておくことが必要である。

### 首都直下地震避難対策等専門調査会報告

平成20年10月

#### 中央防災会議

#### 「首都直下地震避難対策等専門調査会」

国内備蓄が増加する事で輸入しなくても災害時の対応が可能となる。

##### ② 応急仮設住宅の配分等に関する広域調整

現状では、応急仮設住宅の建設可能用地は1都3県で最大で約20万戸分<sup>\*03</sup>、関東ブロックが被災した場合の全国からの応急仮設住宅の供給可能戸数は6ヶ月後で約12.2万戸<sup>\*04</sup>とされているが、被災地内での配分計画は具体化されていない。このため、国、都県は応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。

##### ③ 応急仮設住宅の供給に係る検討

応急仮設住宅の供給量を増大することには限界があり、また、建設用地も限られる中で、迅速で大量な応急仮設住宅の供給は現状では難しい面があるが、国、地方公共団体及び民間企業等が、以下のような検討や研究開発等を今後進めることが考えられる。

###### ○ トレーラーハウスの活用

他の車両で牽引するタイプのトレーラーハウスの活用について、民間事業者や地方公共団体等が平時は観光・レジャー目的等で運用し、災害時には応急住宅として利用することや、また米国等で災害時に活用されているトレーラーハウスを発災後に調達することも考えられる。

###### ○ 建設用地が不足するエリアにおける2階建て応急仮設住宅の活用に関する検討

建設用地が不足するエリアにおける供給量を増やすため、2階建て応急仮設住宅<sup>\*05</sup>の活用が考えられるが、平屋建てと比べて基礎工事を堅固にする必要

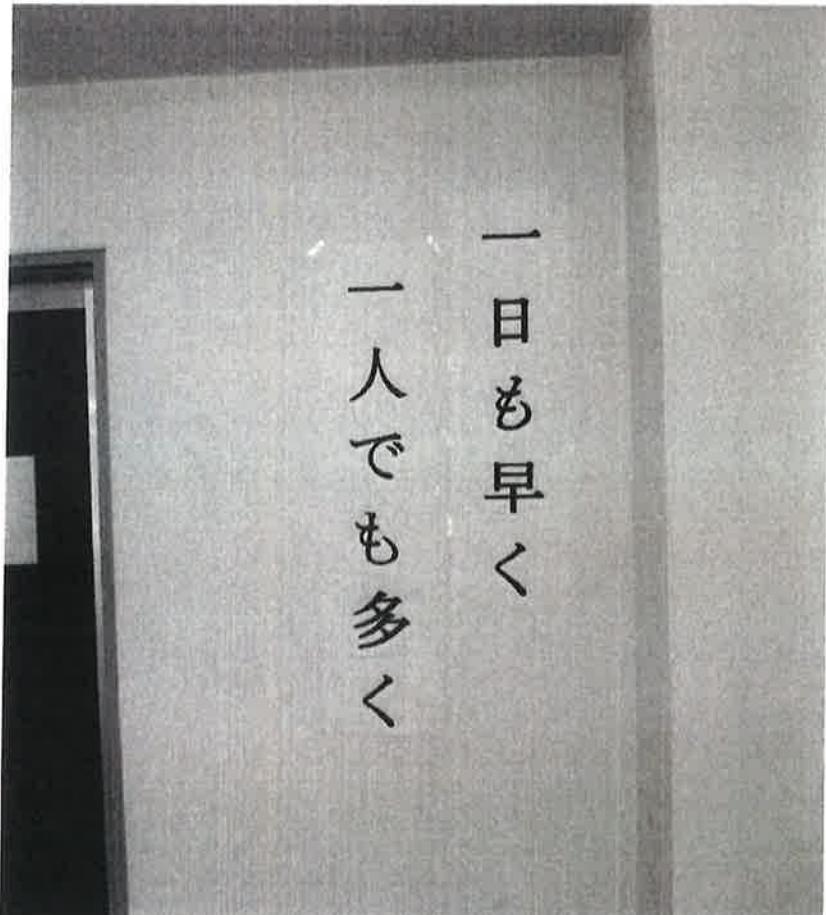
<sup>\*02</sup> 事前の候補箇所選定の有無にかかわらず、必要面積が確保できると考えている自治体は、埼玉県で61%、千葉県で54%、東京都多摩で50%であるが、神奈川県では39%、東京都区部では17%である。(避難者対策アンケート<sup>\*06</sup>より)

<sup>\*03</sup> 仮想・淡路大震災では、用地不足及び早期に大量の戸数を供給するため、長屋形式のプレハブ造平家建て1Kタイプ、2階建て寮形式の地域型応急仮設住宅などが作られた。(「仮想・淡路大震災教訓情報資料集」(内閣府)より)

## ④、平時の備え「日本の建築基準に準拠」2012年(国交省住宅局)「吸気・換気・化学物質」

### はじめに

#### 応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ



平成24年5月  
国土交通省住宅局住宅生産課

国土交通省住宅局住宅生産課長  
橋本 公博

大規模災害が発生した際に、まず我々行政が考えるべきことは、“被災者が一刻も早く安全・安心な生活を取り戻すこと”が目的であり、“応急仮設住宅を建設すること”が目的ではない、ということです。

平成23年3月11日に発災した東日本大震災では、命題は「応急仮設住宅を1日でも早く建設し、1戸でも多く完成させる」ことにありました。しかし、応急仮設住宅というのは、あくまでも、被災者が恒久住宅に移行するまでの仮住まいであり、その先の復興に向けた恒久住宅の建設作業にいち早く取りかかることが本来は望ましいと言えます。

このような今回の反省も踏まえ、あらかじめ、被災後の恒久的な住宅確保までのシナリオの中に選択肢を増やしておくことで、“応急仮設住宅を建設すること”ありきでない、被災者の居住確保に向けた別のアプローチも可能だったのではないかと言えます。

また、自治体機能や職員等も被災を受けるような大規模発災後は、冷静に考える余裕などなく、決められたことを決められた通りにこなしていくことで精一杯です。よって、出来ることは何でも取り組み、また、活用できるものは何でも活用する姿勢で臨むことが重要です。

そのためには平常時からの事前準備は不可欠であり、「発災後の混乱時期においては、平常時から準備していたこと以上のこととは、対応できない」という前提に立ち、平常時からできることは準備を進めておくとともに、今回得られた大きな教訓があります。

#### ■被災者の居住確保に向けた様々な選択肢の用意

今回の東日本大震災では、“みなし仮設住宅”として、平成7年度阪神・淡路大震災や平成16年度新潟県中越地震など過去の災害と比べても非常に多くの民間賃貸住宅の活用が図られました。本震災では、制度の枠組みが整理された上で民間賃貸住宅の活用が図られましたこと等により、円滑に供給が進んだ面もあります。

一方、本震災において、発災当初から考えていたものの実現しなかったこととして、応急仮設住宅と復興公営住宅等の恒久住宅の建設を同時並行で進めるということでした。本震災においては、被災自治体のご判断のもと、応急仮設住宅の建設を優先することとなりましたが、今後災害が生じた場合は、“応急仮設住宅を建設することのみ”という固定観念を捨てて望んでいただきたいと思います。

本震災でも、応急仮設住宅の建設が遅れていた市町村に対し、そろそろ復興公営住宅への取り組みを始められないかと国土交通省からも提案を行いましたが、“応急仮設住宅の建設が終わらないと復興公営住宅の建設に取り組んではならないのではないか”という認識のもと避難所の閉鎖が遅くなることを懸念され、応急仮設住宅の建設と併せて復興公営住宅の建設に取り組む市町村はありませんでした。

## ④、平時の備え「日本の建築基準に準拠」2012年(国交省住宅局)「吸気・換気・化学物質」

### 目次

#### I 本編

1. 総論	9
1.1 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項	9
1.1.1 応急仮設住宅の目的と供与方法	9
1.1.2 供与期間	11
1.1.3 供与主体	11
1.1.4 建設コスト	12
1.1.5 建設期間の目安	13
2. 平常時からの準備	15
2.1 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等	15
2.1.1 被害想定	15
2.1.2 被害想定に基づく必要戸数の想定等	15
2.1.3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認	16
2.2 想定必要戸数に応じた建設候補地の確保	19
2.2.1 建設候補地の事前調査・リスト化	19
2.2.2 定期的監査と災害発生時の体制準備等	22
2.3 標準仕様の設定	24
2.3.1 標準仕様と多様な供給主体による供給	24
2.3.2 標準仕様の設定に向けた仕様の主な見直し事項	24
2.3.3 再利用性の検討	32
2.3.4 トレーラーハウス等	32
2.3.5 資材会社等の技術提案への対応	32
2.3.6 備蓄	33
2.4 建設事業者等との協定・発注準備	35
2.4.1 協定	35
2.4.2 発注準備	36
2.5 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整備	39
2.6 コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理	41
2.6.1 コミュニティ施設、交通の確保	41
2.6.2 コミュニティ等に配慮した入居管理	41
2.6.3 福祉仮設住宅の建設	42
2.6.4 サポート施設の建設	43
2.6.5 配置計画の工夫	44
2.7 資材・用地等の提供の申し出への対応方針の整理	47
2.7.1 資材の提供の申し出への対応(再掲)	47
2.7.2 用地の提供の申し出への対応(再掲)	47
2.7.3 海外からの提供の申し出への対応	48
2.8 建設段階の進捗管理の情報	50

#### 2. 平常時からの準備

##### 2.3 標準仕様の設定

###### 2.3.3 再利用性の検討

○資源の有効利用等の観点から、住戸ユニット、資材の再利用性についても出来る範囲で考慮することが望ましい。(東日本大震災における地元業者等の取組みにおいて、燃料チップ等としての部材の再利用できるものや住戸ユニットとして本設住宅に転用可能なものが見られる)

###### 2.3.4 トレーラーハウス等

○いわゆるトレーラーハウス等については、建築基準法上の取扱いに準拠させた上で、最終的には被災地の都道府県において、仕様等が応急仮設住宅として認められるかどうか判断されるものである。

○仮にトレーラーハウスを応急仮設住宅として活用する場合は、

・建設事業者が実施する給排水設備、電力等の接続工事、設置する敷地の整地工事などの付帯工事と一緒に供給すること(トレーラーハウスの供給のみは受け付けない)

・応急仮設住宅としての供給期間中は維持管理及び補修等を行えること。

・入居者のクレーム対応等でただちに現地に赴けること。

等の条件を満たす場合には、活用の可能性があると考えられる。

○トレーラーハウスの供給提案者には、これらの条件を伝え、条件を満たさない場合には、早期の活用は出来ないことを伝える。

○なお、東日本大震災では、住宅以外の用途(避難所の補助的施設や災害対応の施設等)として一部で利用された例がある。

###### 2.3.5 資材会社等の技術提案への対応

○応急仮設住宅の建設時には、企業等から様々な提案が寄せられる。これら提案については、予定された仕様以外の採用は現場の混乱や工期の延長要因となり、追加コストについての調整等も必要となることから、建設的提案であっても採用することは難しい面があることを提案企業に伝えるべきである。

○その上で学識経験者等からなる委員会を設けるなど、提案の評価、実施の可否の助言等を求める事のできる枠組みを用意することも考えられる。

○このような災害後の資材の提供の申し出への対応について、対応要領を予め整理して公表しておく。

**災害発生後、早期復興の為に応急仮設住宅として活用するには、平常時から建築基準に準拠したトレーラーハウスを備える事が重要であり新たな災害対策となる。**

### ③、国土交通省 自動車局通達(自技181号通達、平成24年12月)トレーラ・ハウス

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成24年12月27日  
自動車局

トレーラ・ハウスを一時的に運行できるようにするための制度改正等を行いました！！

今般、道路運送車両の保安基準第55条第1項に基づく基準緩和認定制度に関する告示、通達の一部を次のとおり改正しましたのでお知らせします。(改正概要は別紙)

#### (1) トレーラ・ハウス関係

トレーラ・ハウスについては、自動車の大きさに関する制限、制動装置の基準等に一部適合していないことが多いため、原則、運行の用に供することができませんでした。

今般、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、店舗、事務営業所、公共施設等として利用したいとの要望等を踏まえ、移動が限定的なトレーラ・ハウスについて、速度の制限や車両の前後への誘導車の配置など、運行の安全性を確保するための条件を付すことにより、基準緩和の認定をしたうえで、その一時的な運行ができるよう制度改正しました。

なお、基準緩和の認定を受けたトレーラ・ハウスの運行にあたっては、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の臨時運行の許可を別途受ける必要があります。

#### (2) 基準緩和認定セミトレーラの相互使用関係

物流の効率化等の観点から、基準緩和の認定を受けたセミトレーラについて、複数の運送事業者間で相互に使用したいとの要望を踏まえ、基準緩和の認定を受けた自動車について複数の運送事業者間で相互に使用できることを明確化しました。

国土交通省としては、運行の安全を確保するための条件及び運行ルールを遵守していただき、安全な運行を行っていただきたいと考えております。

車両とするには上下一体型  
(分離できない)製品である  
事が必要です。

問い合わせ先  
自動車局 技術政策課：古川、松倉  
自動車情報課：因泥、藤城  
電話：03-5253-8111  
(技術政策課：42214)  
(自動車情報課：42113)

3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。)の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火を1個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。)備えるもの(但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。)

(15)幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火(車体の上部の見やすい位置に2個(発光部の数)以下とする。)を備えるもの

(16)道路以外の場所でのみ使用するものとして、ABSを作動不能とするための手動装置を備えた自動車であって、運転者席において当該装置の作動状態を確認できる装置を備え、かつ、当該装置を道路以外の場所でのみ使用する旨の表示(コーチンラベルの貼付など)がなされているもの

(17)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所(港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。)の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車

(18)道路を横断する場合に限り運行するものであって、分割可能な貨物を保安基準第4条(車両総重量)に定める基準又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に定める基準(軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)を超えて積載し、かつ輸送ができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)

(19)前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものを保安基準第4条(車両総重量)に定める基準又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に定める基準(軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車

(20)外装基準の適用を受ける日本の伝統的な装飾を施した靈柩自動車(宮型靈柩自動車)であって貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの

(21)トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの

(22)災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車

(23)前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。

#### 第4 申請者等

1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者(法人にあっては、その代表者。以下同じ。)が行うものとする。なお、第3第14号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。

2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

### ③、国土交通省 自動車局通達(自技181号通達、平成24年12月)トレーラ・ハウス

## トレーラ・ハウス基準緩和認定申請書類について



申請に必要な書類は、大きく分けて2つに分類されます。  
それを合わせ1つの書類として提出が必要です。

### 基準緩和認定に関する書類

- ①申請書及び誓約書
- ②申請者の履歴事項証明書
- ③輸送依頼書及び輸送申立書
- ④定置場所の賃貸証明書等。(申請時確認のみ)  
※ 定置場所が輸送依頼者の土地、または賃貸契約をしているか否かの確認ができる書面。
- ⑤運行計画書、経路表及び地図
- ⑥特殊車両通行許可仮算定結果又は事前調整結果
- ⑦運行経路にあたる警察署への調整結果

### トレーラ・ハウスの構造・装置に関する書類

- ①製造証明書(様式不問)
- ②車両外観図(現車の4面図及び車室内の構造が分かるもの)
- ③主要諸元比較表(改造自動車の取扱いについて 第2号様式表面)
- ④車両諸元概要表(改造自動車の取扱いについて 第2号様式裏面)
- ⑤重量計算書
- ⑥自動車の各装置の強度検討及び詳細図(車体、走行装置、制動装置、緩衝装置、連結装置)
- ⑦保安基準適合検討書
- ⑧連結時車両外観図
- ⑨連結時荷重分布
- ⑩走行性能計算書
- ⑪最大安定傾斜角度計算書
- ⑫制動・駐車制動能力検討書
- ⑬最小回転半径計算書
- ⑭けん引車自動車検査証及び制動能力等諸元

## ②、③、国土交通省 住宅局・自動車局 トレーラ・ハウス運用

### 第1章 基準総則

### 1 用語の定義

#### (1) 建築物の定義

#### 車両を利用した工作物

法第2条第1号

1-1

#### 【内 容】

・バス、キャンピングカー及びトレーラー・ハウス等の車両（以下「トレーラー・ハウス等」という。）を用いて住宅・事務所・店舗等として使用するもののうち、以下のいずれかに該当するものは、法第2条第1号に規定する建築物として取り扱う。

#### ◆建築物として取り扱うもの

- トレーラー・ハウス等が随時かつ任意に移動することに支障のある階段、ポーチ、ベランダ、柵等があるもの。
- 給排水、ガス、電気、電話、冷暖房等のための設備配線や配管等をトレーラー・ハウス等に接続する方式が、簡易な着脱式（工具を要さずに取り外しが可能な方式）でないもの。
- 規模（床面積、高さ、階数等）、形態、設置状況等から、随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

1-7

・なお、設置時点では建築物に該当しない場合であっても、その後の改造等を通じて土地への定着性が認められるようになった場合については、その時点から当該トレーラー・ハウス等を建築物として取り扱うことが適切である。

1-8

1-9

2-1

2-2

#### 【解 説】

・「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例は、以下のとおりである。

- 車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けてあるがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。
- 上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。
- トレーラー・ハウス等の敷地内に、トレーラー・ハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。
- トレーラー・ハウス等が非法に公道を移動できないもの。

2-3

・臨時運行許可（仮ナンバー）や特殊車両通行許可等を受けたことだけでは、「随時かつ任意に移動できるもの」との判断はできない。

2-5

2-6

2-7

参考

#### 参考

- ・トレーラー・ハウスに関する建築基準法の取扱いについて（昭和62年12月1日住指発第419号）
- ・トレーラー・ハウスの建築基準法上の取扱いについて（平成9年3月31日住指発第170号）

### トレーラ・ハウスの基本的考え方

国土交通省

➤トレーラ・ハウスは道路運送車両法第2条第2項に規定する「自動車」に該当。（H24. 12より）

➤しかし、構造・装置等が通常の自動車と異なる特殊な自動車のため、トレーラ・ハウスに係る基準緩和認定の取扱いを定めた。

➤運行の安全性を確保するための条件・制限を付し、基準緩和の認定をしたうえで、臨時運行許可による片道限りの運行が可能となるよう措置したもの。

➤トレーラ・ハウスは特定地までの一時的運行になるため（臨時運行許可）検査・登録の必要はありません。

車検や車検証は不要だが、生産証明や自賠責保険は必要です。

### 基準緩和認定要領の改正について

国土交通省

#### (2) トレーラハウス関係



大型トレーラー・ハウスは公道を移動の為、特殊車両通行許可及び仮ナンバーを取得して移動が可能また、許可を取得していても随時かつ任意に移動できないものは建築物に該当。

東日本大震災以降、店舗、事務営業所、公共施設等として利用したいとの要望を踏まえて、移動が限定的なトレーラ・ハウスについて、速度、誘導車などの配置など、運行の安全性を確保するための条件を付して、基準緩和認定をしたうえ、その一時的な運行ができるよう改正した。

5

### ③、国土交通省 自動車局通達(自技181号通達、平成24年12月)トレーラ・ハウス

#### 基準緩和認定書

#### 基 準 緩 和 認 定 書 (1/2)

北技技第600号-03  
平成30年11月15日

株式会社 カンバーランド・ジャパン  
代表取締役 原田 英世 殿

北海道運輸局長

平成30年11月12日付けで申請があつた下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第55条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

##### 記

1 車名及び型式	不明 不明
2 種別及び用途	普通 一
3 車体の形状	トレーラ・ハウス (フルトレーラ)
4 車台番号又は製造番号	S 1 8 3 1 1 5 7 3 C A
5 使用の本拠の位置	北海道勇払郡厚真町字

##### 6 基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限

(1) 緩和条項等	0 0 2 第2条 幅	3. 5 0 m
0 0 3 第2条 高さ	4. 1 0 m	
0 1 4 第93条 制動装置	装備要件等	
0 1 5 第94条 制動装置	装備要件等	
0 4 2 第140条 その他の灯火等の制限	緑色の点滅灯火の備え付け	

##### (2) 条件及び制限

- 0 2 2 被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。
- 0 2 3 被けん引自動車の後面には、高さを表示すること。
- 0 9 2 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。
- 0 9 3 運行にあたっては、認定書(写し)を携帯すること。
- 0 9 8 後述する保安上の制限項目あり。  
※ 運行経路は、特殊車両通行許可証の経路とする。  
※ 運行期間中は、けん引自動車と被けん引自動車を分離しないこと。  
※ けん引自動車と被けん引自動車の連結装置には、分離を防止するための安全チェーンを装着して運行すること。  
※ 連結車両の前方及び後方には、警戒車両を配置し運行すること。  
※ 運行速度は、2.3キロメートル毎時以下とすること。  
※ 被けん引自動車の後面には、「運行速度2.3キロメートル毎時以下」を表示すること。

#### 特殊車両通行許可書

様式第二

特殊車両通行 許可  
認定 申請書 (新規)

平成30年11月6日

通行開始年月日	平成30年11月7日
通行終了年月日	平成31年11月6日
車種区分	ポールトレーラ
車両番号等	車名及び型式 長野800寸461 他 0台 GKG-FTR34S2
長野22-98 他 0台	
積載貨物	幅 350 cm 高さ 410 cm 長さ 1190 cm
品名	トレーラハウス

軸種数 1

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小瞬接軸距	隣接軸重	長さ
	14000 kg	1496 cm	85 cm	3440 kg	1940 cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大積荷重
	350 cm	410 cm	973 cm	5020 kg	2510 kg

通行区分 片道 通行経路数 1 経路

##### 更新又は変更経路

申請内容	年月日	許可番号	車両台数	通行経路数	変更事由
新規時	-	-	-	-	-
前回	-	-	-	-	-

特殊車両通行 許可証  
認定書

長岡管一特車 第187313号

平成30年11月27日

申請のとおり 許可 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

許可証の有効期間 自 : 平成30年11月27日 至 : 平成31年11月26日	道路管理者 関東地方整備局長
--	-------------------

##### (1) 許可 (以下「本法」という。) の取扱上の留意事項

- 本法の文句を受けた者は、通行小人など当該車両に搭乗させなければならない。
- 本法は、本法に記載された事項以外の車両に適用することはできない。
- 通行に際し、本法に記載されてる運行条件、通行規制等に遵守しなければならない。
- 通行料等に關し、運賃料等から運賃料を支拂った場合は、それにはならない。
- 本法に記載されている車両規格、通行規制等に支拂った場合は、それを負担せねばならない。

- 運行申請の際の取扱いの留意事項

この特殊車両通行許可又は更新について不慮があるときは、行政不服審査会の裁決とこれにより、本法を完璧受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通省に、審査請求することができる。(なぜか本法を完璧受けた日の翌日から起算して3か月以内に、必ずの日から1年を超過する者立候補することなくなる。また、行政不服審査会の裁決とこれにより、本法を完璧受けた日の翌日から起算して3か月以内に、必ずの日から1年を超過する者は法律上認められておらず、行政不服審査会の裁決とこれにより、本法を完璧受けした日以後の次の日から起算して6ヶ月以内であっても、他の日が又は該次の日から平准機器などを越すこの現象の訴えを提起することができなくなる。)

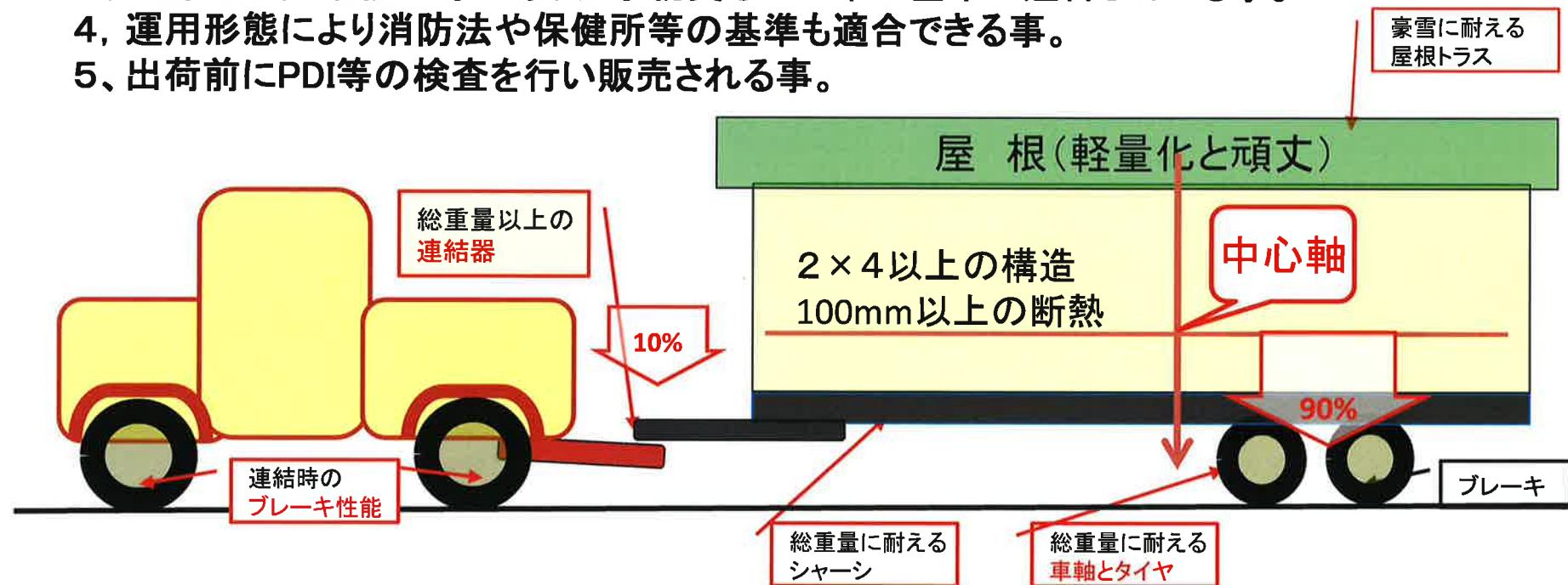
### ③、国土交通省 自動車局通達(自技181号通達、平成24年12月)トレーラ・ハウス

道路運送車両法「運行の許可」を受ける事で容易な移動が可能です。

- 1、移動するために必要な構造であり安全基準を守り、輸送中に倒壊など無い事。
- 2、運用上の重量も(計算されて)タイヤや足回りが設計されている事。

#### その他の安全・安心

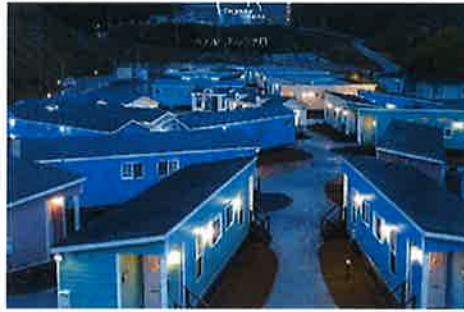
- 3、住環境は建築物同等であり化学物質など日本の基準に適合している事。
- 4、運用形態により消防法や保健所等の基準も適合できる事。
- 5、出荷前にPDI等の検査を行い販売される事。



#### バランスの悪い製品の問題点

- 1、頻繁にヒビが入る(雪で潰れる)
- 2、輸送中に足回り破損、倒壊
- 3、輸送の許可を受けられない
- 4、化学物質等による人体への影響の保証が無い。
- 5、中古が売りにくい(安い)  
(1~4が無いと売買できない場合もある)。

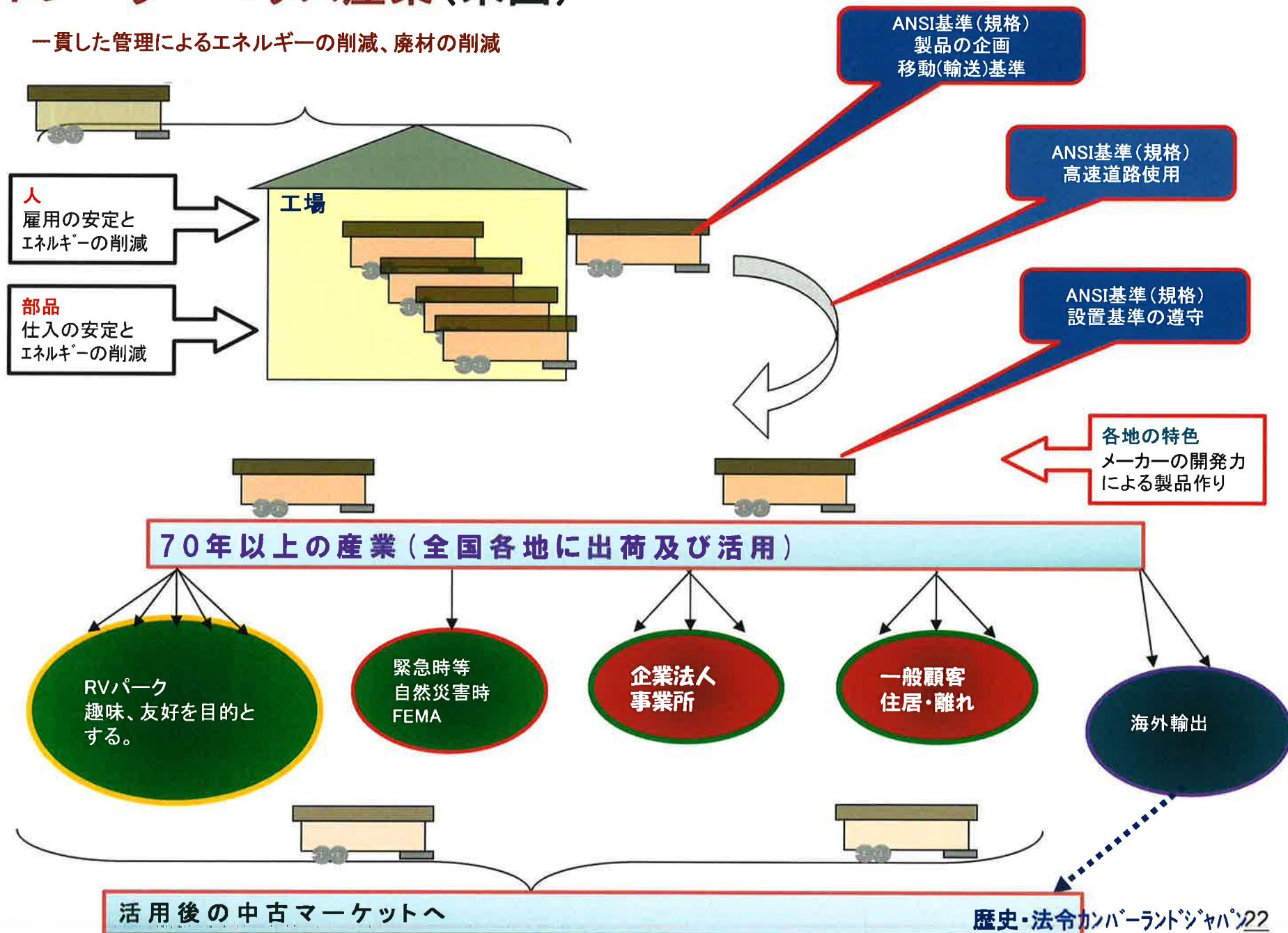
#### ④、平時の備え「災害時の活用」(日本の建築基準に準拠)吸気・換気・化学物質

			
<p><b>柏崎商店会「笑福市」</b> 2017年新潟県中越沖地震により柏崎市の中心が被災、明かりが無い瓦礫の中を子供たちが下校明かりを灯し商店街に活気と復興の象徴になりました。</p>	<p><b>宮城県女川町ホテルエルファロ</b> 2011年東日本大震災により産業の97%を被災、旅館組合4社により2012年40台で開業2017年駅前に移転、復興庁から全国に紹介された。</p>	<p><b>石巻復興マルシェ</b> 東日本大震災から商店が壊滅、石巻市民の食事の場所。支援に来られた方の買い物市場。2015年移設して現在も運営中</p>	<p><b>熊本県福祉避難所30世帯</b> 2016年熊本地方大震災では災害救助法の適応を受け、全国から30台を集約し高速道路輸送により設置「日本初事例」となった。トレーラーハウスの公的解釈が決定</p>

			
<p><b>倉敷市仮設住宅50世帯</b> 2018年西日本豪雨災害において4000世帯が水害で大規模半壊。2年間のレンタルと言う形式で建設型仮設住宅と認められた。「仮設住宅団地としては日本初の事例」</p>	<p><b>厚真町戸別仮設住宅18世帯</b> 2018年北海道胆振東部地震において建設型応急仮設住宅として認められ地域柄、酪農家等は集合に入れない事情から戸別に設置が決定。「初事例」</p>	<p><b>安平町災害復興後利用</b> 建設型応急仮設住宅として設置されたトレーラーハウスを2年後に自治体が買い受けます。 -20°Cで快適に過ごす移住交流の宿泊所となるからです。</p>	<p><b>長野県飯島町ワーケーション</b> 快適な宿泊所の設置 &amp; 防災 地方自治体が進める地方創生 加速化にキャンプ場や遊休地 を活用して設置が進んでおります。農地活用2021年</p>

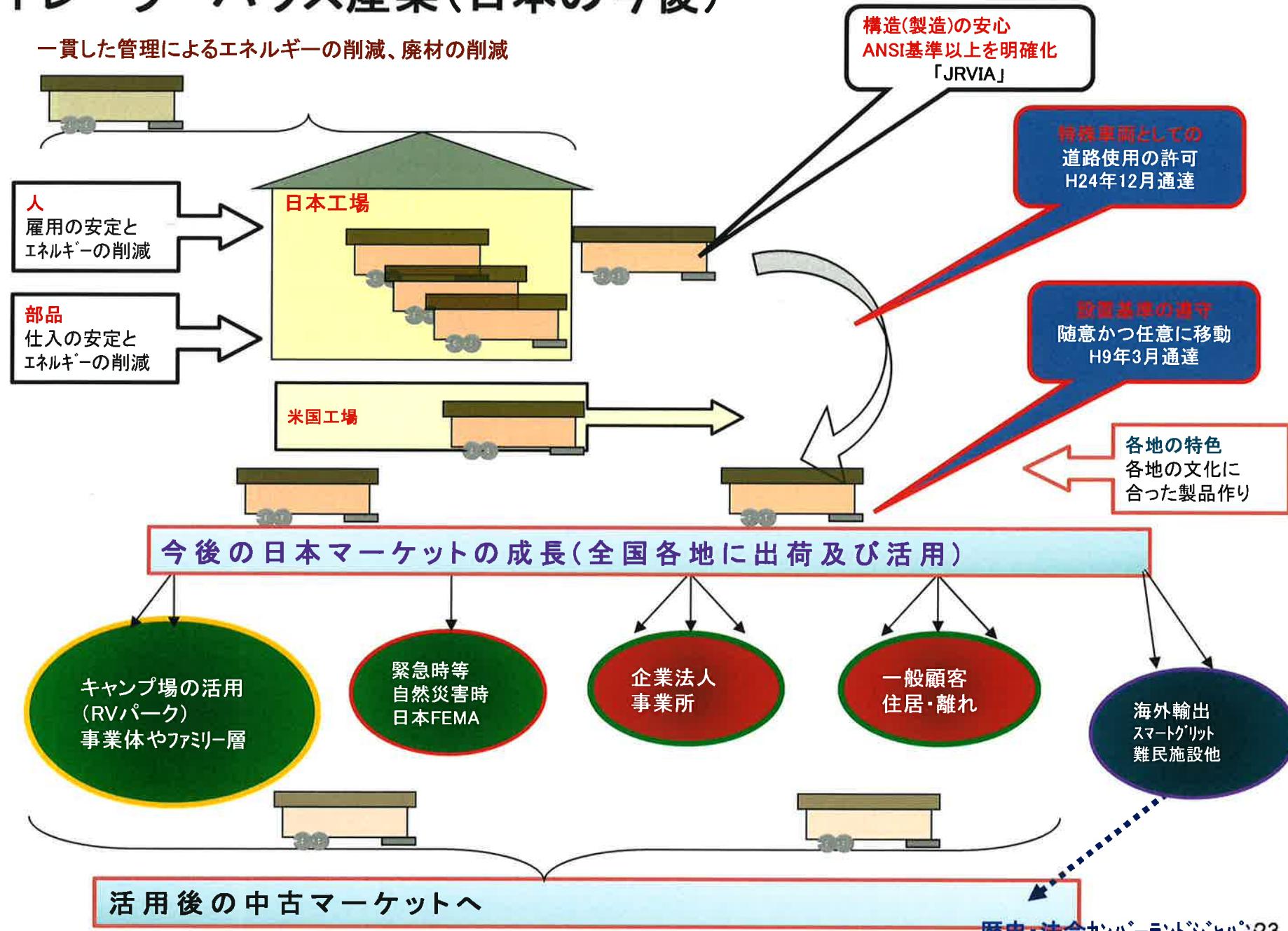
# トレーラーハウス産業(米国)

一貫した管理によるエネルギーの削減、廃材の削減



# トレーラーハウス産業(日本の今後)

一貫した管理によるエネルギーの削減、廃材の削減



トレーラーハウスは「2030年CO<sub>2</sub>削減、2050年福祉施設問題」を視野に対応できる。

移動しリユースできる製品であること “皆様のご理解と、ご協力が必要”です。



(株)カンバーランド・ジャパン  
一般社団法人日本RV・トレーラーハウス協会会員

介護施設例（長野県千曲市、自治体の土地を借り民間事業者が介護施設を設置）2018年完成

- \*上下水、電気等の繋ぎ込みは国交省通達を遵守。スプリンクラーは化学消化システムによる各棟が個別設置
- \*床暖房・バリアフリー施工・ウォシュレット付きトイレ、省エネ、地震でも倒壊しない安心を担保。